

全国就労移行支援事業所連絡協議会

総 会 議 案 書

第三回 総会

2015（平成27）年6月5日

第三回全国就労移行支援事業所連絡協議会総会

日 時 2015（平成27）年6月5日（金）
14時～14時45分

場 所 参議院議員会館101会議室
東京都千代田区永田町 2丁目1-1

議 事 次 第

1. 開 会 の 辞

2. 議 長 選 任 ・ 就 任 挨 拶

3. 議 案 審 議

- 報告事項 1. 2014（平成26）年度活動経過報告の件
2. クロスジョブ KOBE の幹事会退会の件

第1号議案 規約改定の件

第2号議案 2015（平成27）年度事業計画の件

4. 閉 会 の 辞

報告事項

1. 2014（平成26）年度活動報告の件

(ア) 2014（平成26）年度の活動の位置づけ

- ① 2015（平成27）年度の障害福祉サービスの報酬改定に向け、改定案を提言する
 1. タウンミーティングで示された就労移行支援事業の課題をまとめる
 2. 会員事業所へのアンケート調査を通じ、就労移行支援事業の報酬の在り方を明示する
- ② 厚生労働省への働きかけや各種会議への参加を通じ、政策・制度・予算に対して障害者の一般就労支援という観点を盛り込んでいく
- ③ 札幌タウンミーティングでの研修会や中堅職員研修会を通じ、就労移行支援事業における職員育成の在り方を検討する

(イ) 会員事業所へのアンケート調査

- ① 5月前半に現況調査を行いました。
- ② 6月後半に報酬改定と法改正に向けた調査を行い、結果を要望書に集約して厚生労働省に提出し、その大半が報酬改定に盛り込まれました。
- ③ 12月に職場定着状況に関わる調査を行い、結果に基づいて具体的な報酬改定案を厚生労働省に提示し、就労定着支援体制加算として報酬に盛り込まれました。

(ウ) 就労移行支援タウンミーティング in 札幌の開催

日にち：2014（平成26）年6月27日（金）～28日（土）

場所：ポリテクセンターホール（札幌市）

内容：有料の研修会（就労移行支援事業所の役割等）と無料のタウンミーティング

参加者：初日の研修会133名、二日目のタウンミーティング132名

(エ) 中堅職員向け研修会の開催

日にち：2015（平成27）年1月24日

場所：名古屋国際会議場232・233号室

内容：慶応大学中島先生による講演・実践報告・グループディスカッション

参加者：56名

(オ) 厚生労働省との意見交換

4月30日：障害福祉課へ2014（平成26）年度の活動計画と協力要請

7月24日：障害福祉課へ予算要望書提出ならびに障害福祉課人事異動に伴う協力要請

8月12日：障害者雇用対策課の人事異動に伴う協力要請

9月17日：障害福祉課と報酬改定の協議

11月21日：障害福祉課と報酬改定の協議

11月25日：障害福祉課と報酬改定の協議

12月26日：アンケート結果に基づく報酬改定の協議

(カ) 政策立案に係わる会議や研究会への参加

- ① 社会保障審議会障害者部会に石原会長が委員として出席（2013年7月18日より）
- ② 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会出席（8月21日）
- ③ 団体ヒアリング参加：
 1. 障害福祉サービス等報酬改定検討チームのヒアリング（7月25日）
 2. 障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ（2月4日）

2. クロスジョブ KOBE 幹事会退会の件

- ・ 本年1月30日に幹事会退会の申し出があり、4月18日の幹事会で承認されました。
- ・ 現在、幹事会は11事業所で構成されています。（会員事業所と幹事事業所については資料1を参照）

第1号議案

全国就労移行支援事業所連絡協議会規約改定の件

全国就労移行支援事業所連絡協議会規約（以下、規約と呼ぶ。）第8条第6項に基づき、規約の改定をご提案いたします。就労移行支援体制加算から就労定着支援体制加算に加算が変更になったことに伴い、入会基準を変更する必要があるためです。全文は、別添2の規約改定案をご参照ください。以下に新旧対照表を示します。

改定後	現行
第4条（略） 2 会員が代表する就労移行支援事業所は、 <u>就労定着支援体制加算が、就労後6か月～12か月で25%以上の実績、もしくは、就労後36か月までの就労定着支援体制加算の総和が123単位以上の実績のある事業所とする。</u>	第4条（略） 2 会員が代表する就労移行支援事業所は、基本的に、就労移行支援体制加算が25%以上の実績、もしくは、運営開始後3年間で10名以上の就労者を輩出し、かつ、利用者の職場実習を20件以上行った実績のある事業所とする。

第2号議案

2015（平成27）年度事業計画の件

2015（平成27）年度は、障害者総合支援法見直しに向けて、就労移行支援事業や就労系事業の今後の在り方を提案する年度です。また、当会の活動目標についても一定の区切りがつく年度であり、当会の今後の方向について検討する必要があります。

このことを踏まえ、次年度の活動計画として以下をご提案します。

（1）会員向けアンケート調査の実施

今回の報酬改定の影響を調べると共に、障害者総合支援法の見直しに向け、実態調査とアンケートを実施します。

- ・ 実態調査：会員事業所の就労実績等を調査し、2014（平成26）年度と比較する事で、報酬改定の影響を明らかにします。また、入会されているものの、現状が不明な事業所について、入会継続の意向を確認します。
- ・ アンケート調査：障害者総合支援法見直しに向け、就労系サービスの在り方や現行制度の課題についてアンケート調査を実施し、協議会として制度に対する提言を行いたいと考えています。
- ・ アンケート作成：事務局が案を作成し、三役が確認。
- ・ 実施方法：メールでの配布・回収。

(2) 課題共有カンファレンス

本日の総会後に実施します。今回は、就労継続 A 型事業所全国協議会と全国社会就労センター協議会の方にもご登壇いただき、障害者総合支援法見直しにおける課題の共有を行います。

(3) 札幌市就労支援員研修への協力

会員事業所が主体となっている札幌圏就労移行支援事業所連絡協議会が企画立案する研修会に協力し、就労移行支援事業所の役割等についてアドバイスや講師派遣を行います。

日にち：2015（平成27）年6月11日（木）～12日（金）

場所：市民活動プラザ星園（札幌市）

内容：就労移行支援の役割・職業準備性・ケーススタディ・パネルディスカッション等

(4) 厚生労働省との意見交換

障害者総合支援法の見直しに向け、4月20日（挨拶）・7月（予算要望）・10月頃・12月（年間活動報告と次年度事業の調整）に協議会として厚生労働省と意見交換を行います。また、石原会長が社会保障審議会障害者部会に参画し、就労移行支援の重要性を継続的に訴えていきます。5月29日には、社会保障審議会障害者部会のヒアリングがあり、酒井副会長が本会の意見を述べました。

(5) 職員研修会（交流会）

本年1月に名古屋で行った研修会を踏まえ、会員事業所職員の専門性の向上と事業所間の課題共有を目的に、会員事業所職員数名で企画立案し、福岡市で職員研修会（交流会）を実施します。

日にち：2016（平成28）年1月23日（土）予定

(6) 当会の在り方検討会

今年度の障害福祉サービス等報酬改定において、当会の主張が大きく盛り込まれました。また、今年度の障害者総合支援法の見直し論議において、当会として就労移行支援事業の継続を訴えていきます。

設立から3年の活動の中で、一定の成果を挙げてきたことを鑑み、今後の当会の在り方を再度見直すことが必要です。そのため、在り方検討会を設置し、来年度からの目標・組織体制・活動内容等について議論をしたいと考えております。

在り方検討会メンバーとしては、副会長・事務局・事業所から若干名で構成する予定です。

別添 1

全国就労移行支援事業所連絡協議会 会員事業所一覧（47事業所）

※幹事事業所

<北海道>

さぽーとセンターこねくと（社会福祉法人 新篠津福祉会）
就労移行支援事業所あるば（社会福祉法人 はるにれの里）
多機能型事業所あずあいむ（NPO 法人 アシスト）
多機能型事業所 home（NPO 法人 スプラ）

<福島県>

多機能型事業所からふる（社会福祉法人 ほっと福祉記念会）

<群馬県>

エール（社会福祉法人 ゆずりは会）
就労支援施設リベルタ高崎（医療法人 唯愛会）
ベルガモット（社会福祉法人 明清会）

<千葉県>

障害福祉サービス事業 あかね園（社会福祉法人 あひるの会）

<埼玉県>

多機能型事業所就労支援センターZAC（NPO 法人 東松山障害者就労支援センター）※

<東京都>

工房ヴィ（社会福祉法人 ドリームヴィ）
さら就労塾@ぼれぼれ（NPO 法人 さらプロジェクト）
さら就労塾@ぼれぼれ／秋葉原（NPO 法人 さらプロジェクト）
さら就労塾@ぼれぼれ／池袋（NPO 法人 さらプロジェクト）
就労移行支援事業所ジネス（NPO 法人 わかくさ福祉会）
就労移行支援事業所ピラス（社会福祉法人 多摩棕櫚亭協会）※
就労準備センターわだち（NPO 法人 WEL'S 新木場）※
就労支援施設ビオラ（社会福祉法人 アムネかつしか）
世田谷区立 障害者就労支援センター すきっぷ（社会福祉法人 東京都知的障害者育成会）※
竹の塚ひまわり園（社会福祉法人 あだちの里）
福祉事業センター（社会福祉法人 村山苑）
フロムヴィ（社会福祉法人 ドリームヴィ）

<神奈川県>

川崎市わーくす大師（社会福祉法人 電機神奈川福祉センター）※
JUNCTION 厚木（NPO 法人 あうん）
ぽこ・あ・ぽこ（社会福祉法人 電機神奈川福祉センター）※

<石川県>

就労移行支援事業所リエゾン（NPO 法人 リエゾン）

<福井県>

つづきの家（社会福祉法人 慶長会）

<山梨県>

山梨クリナーズ酒折（社会福祉法人 忠恕会）

<長野県>

就労サポートセンターSCHOP（社会福祉法人 アルプス福祉会）

<愛知県>

就労支援センターくるくる（NPO 法人 くるくる）

<大阪府>

クロスジョブ阿倍野（NPO 法人 クロスジョブ）※

クロスジョブ堺（NPO 法人 クロスジョブ）※

就労移行支援センターpass（社会福祉法人 ぷくぷく福祉会）

就労支援センターonwArk（医療法人 清風会）

ジョブジョイントおおさか（社会福祉法人 北摂杉の子会）

Link（社会福祉法人 加島友愛会）※

<兵庫県>

クロスジョブ KOBE（NPO 法人 クロスジョブ神戸）

<岡山県>

多機能型事業所あすなろ（社会福祉法人 あすなろ福祉会）

<山口県>

セルプ岡の辻（社会福祉法人 南風荘）※

<愛媛県>

就労移行支援事業ウインカル（社会福祉法人 澄心）

<高知県>

就労サポートセンターかみまち（NPO 法人 ブルースター）

<福岡県>

障害者就労・自立支援センター たんぽぽ（社会福祉法人 キリスト者奉仕会）

障がい者のはたらく拠点ジョブサポート（馬出）（NPO 法人 福岡ジョブサポート）※

福岡市立つくし学園（社会福祉法人 福岡障害者支援センター）

リンゴの唄（社会福祉法人 そよかぜの会）

ワークス・アントレ（NPO 法人 アントレ）

<熊本県>

就労移行支援センターらぼーる宇城（社会福祉法人 東康会）

<沖縄県>

障害者就労支援センターさわやか（一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会）

別添 2

全国就労移行支援事業所連絡協議会 規約（改定案）

（名称及び事務所）

第1条 本協議会は「全国就労移行支援事業所連絡協議会」と称し、事務所は横浜市磯子区新杉田町8番地の7に置く

（目的）

第2条 本協議会は、就労移行支援事業所の必要性と重要性を検証し、障害者の一般就労の促進をより一層図るための施策提言を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う

- （ア）就労移行支援事業の目的を達成するために必要な情報交換
- （イ）就労移行支援事業のノウハウの構築と普及・啓発
- （ウ）就労移行支援事業および障害者の一般就労の促進に係わる制度や政策の提言

（会員）

第4条 会員は、協議会の目的及び活動に賛同し、入会の承認を受けた就労移行支援事業所を運営する公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人の代表者、及び、それらの法人が運営する就労移行支援事業所を代表する者とする。

- 2 会員が代表する就労移行支援事業所は、就労定着支援体制加算が、就労後6か月～12か月で25%以上の実績、もしくは、就労後36か月までの就労定着支援体制加算の総和が123単位以上の実績のある事業所とする。

（賛同団体）

第5条 就労移行支援事業所を運営していないものの、障害者の一般就労実現のために活動している団体で、本協議会の目的に賛同し、承認を受けた団体は、賛同団体として本協議会の活動を賛助することができる。

（入退会）

第6条 本協議会に入会しようとする者は、書面を持って申込み、幹事会の承認を受けなければならない。

- 2 本協議会を退会しようとする会員は、書面を持ってその旨を届出なければならない。

（役員）

第7条 本協議会に、次の役員を置く。役員は会員の互選によって定める。

- （ア）会長（1名）
- （イ）副会長（若干名）

- 2 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副会長が、その任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、第8条第6項の規定にかかわらず、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。この場合、会長は、会員にすみやかにその旨を通知しなければならない。

(総会)

第8条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、会長が主宰し、議長を務める
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - (ア)規約の制定及び改正
 - (イ)役員の選任
 - (ウ)幹事指名の承認
 - (エ)基本運営方針の決定
 - (オ)その他本協議会の運営に関して重要な事項の決定
- 7 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 8 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(幹事会)

第9条 本協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は役員及び幹事事業所をもって構成する。
- 3 幹事事業所は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 4 幹事事業所の数は、最大12事業所とし、任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事会は、本協議会への入会申し込みを承認するほか、本協議会の運営・企画に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について決定する。
- 6 幹事事業所は、毎年4月末までに年会費3万円を納入するものとする。

(事務局)

第10条 本協議会にかかる会計や庶務等の事務を処理するために事務局を置く。事務局は、役員の統括のもと、社会福祉法人電機神奈川福祉センターが担う。事務に関わる詳細は、幹事会におい

て定める。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、設立初年度は、設立総会から翌年3月31日までとし、その後は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第12条 この規約は、幹事会の議決を経て、総会の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第13条 本協議の解散は、幹事会における幹事事業所現在数の3分の1以上および総会における会員現在数の3分の1以上の議決を経なければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成24年8月22日から施行する。
- 2 平成24年11月22日 第1回総会にて一部改正
- 3 平成26年3月7日 第2回総会にて一部改正
- 4 平成27年6月5日 第3回総会にて一部改正